随　想

吹田くわいから学生と共に学ぶ
～なにわの伝統野菜「吹田くわい」を通じた産官学連携の実践～

大阪工業大学知的財産学部教授・
知的財産大学院協議会理事長
杉浦　淳



東京から妻一人と娘二人そして柴犬一匹と共に大阪に移住し、吹田の千里山に居を構えて10年が経ちました。東京の霞が関から大阪の大学への転職です。

休日に近所を散歩していたところ、好物の竹の子を煮る香りに誘い込まれて足を運んだ先が、平野紘一様とご家族が経営する「平野ファーム」でした。

それ以来、当方の研究室のゼミの学生と共にファームに出入りさせていただき、大都会大阪での有機栽培による農業経営の知恵、吹田が紡いできた文化と歴史、そしてこれらが結実して吹田のアイデンティティとして形成された「吹田慈姑（吹田くわい）」について、多くのことを学ばせていただいています。

「吹田くわい」の名づけ親は牧野富太郎博士です。大正7年に、牧野博士は、吹田くわいが市場に流通している「青くわい・白くわい等の中国伝来の食用種」と異なり、日本のオモダカが吹田で独自に進化した固有の品種であることを見出し、これに『スイテンシス（吹田産の）』という学名を与えました。その後、昭和40年に京都大学の阪本寧男教授の研究によって、吹田くわいは「半栽培植物」であることが明らかにされました。半栽培植物とは、農作物と雑草がともに田に育ち、雑草の中の有用なものが人為的に保護・選択され、完全な栽培植物へと移行する過渡期にある植物を指します。

また、吹田くわいは、単なる学術的な対象にとどまらず、人々の生活と深く結びついた作物です。とりわけ新春の慶事には欠かせません。小粒ながらも実から真っ直ぐに伸びる立派な芽が「縁起物」として尊ばれて正月の食卓を彩るだけでなく、古くは朝廷への献上品としても扱われた、歴史と格式を持つ食材だからです。

吹田在住のある素封家のお嬢様から、心温まる思い出を伺ったことがあります。彼女の家庭では、正月のお雑煮にこのくわいを入れる風習が受け継がれてきました。年末、お祖母様の手伝いとしてのくわいの皮むきは年中行事でした。吹田くわいは実が小ぶりなわりに、立派な芽がついているのが特徴です。幼かった彼女は、うっかりその大きな芽を切り落としてしまった。「そこが一番大事なんやで」――縁起物である芽を落としたことを、祖母から優しく頭を小突かれて教わったという、何気ない日常の一コマです。しかしここには、土地の作物を介した家族の温かな絆や伝統の継承、そして、素朴でありながら堅実な暮らしの息遣いが、色褪せることなく浮かび上がってきます。

北に千里丘陵を背負い、南に淀川の沖積平野を抱える吹田固有の土地において、日々の農作業の営みによって進化し、人々の生活に溶け込んできた吹田くわい。それはまさに、吹田の地理・人々の歴史的営み・地域の伝統が結実した「吹田のアイデンティティ」そのものと言えます。

近隣の大学では、吹田くわいを題材として、近郊農業と有機農業を融合した農業経営の知恵、地域の歴史と伝統文化、地域振興に関わる地方公共団体の役割など、多くのことを学ばせていただいています。

しかしながら、吹田くわいは半栽培植物（半分野草）であるがゆえに農薬に弱く、生産に手間がかかります。さらに小粒で単位面積当たりの収穫量が少なく、青くわいと比較して割高にならざるを得ません。こうした事情が吹田地域の宅地化の進行と相まって、生産農家は平野ファームを含む数軒にまで減少してしまいました。加えて、生産者の高齢化も進んでおり、今の段階で対策を講じない限り、吹田くわいの生産は自然消滅してしまうことが危惧されています。この危機は吹田くわいに限らず、大阪、全国、そして世界の「伝統野菜」に共通の課題です。

そこで、これまでにさまざまな形で吹田くわいに関わってきた千里金蘭大学・大阪学院大学・関西大学・大阪工業大学では、吹田市様のご支援をいただき、吹田くわいの持続的継承を応援することを目標として、令和8年8月に「吹田くわい研究会」を立ち上げました。本研究会では、それぞれの大学が備える産官学連携による地域振興策、農作物の商品化とブランディング、伝統野菜の知的財産による高付加価値の実現などの専門的知見を持ち寄り、吹田くわいを未来へつなげることを応援します。研究を行うとともに、学生が現場に赴き、農業を通じて土に触れ、現代社会の最大の課題である生態系維持の問題を実感してもらうことも本研究会の狙いです。

本研究会では、これらの成果を「吹田モデル」として発信することとあわせて、学生とともに吹田くわいの諸活動に参加し、吹田くわいの持続的継承を支えていく所存です。関係皆様のご指導・ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

◇筆者の紹介（すぎうら　じゅん）
昭和62年に特許庁に入庁。審査官、在モロッコ日本国大使館勤務、知的財産権研究所研究部長、特許庁審査監理官・審判長などを歴任。平成27年に大阪工業大学知的財産学部教授に就任し、研究支援・社会連携センター長、知的財産学部長・大学院知的財産研究科長を務めた。特許制度の運用や産業財産権法を専門とし、産学連携における知的財産の役割などを研究。